

阪神地域都市計画区域マスタープランの見直し

〔阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〕

【報告事項②-6】

「阪神地域都市計画区域マスタープラン」の見直しについて

1 背景と目的（見直しの理由）

都市計画は、その目的の実現に時間を要するものであるため、住民の方々に理解しやすい形であらかじめ中長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておく必要があります。

このため、都市計画法では、同法第6条の2に規定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）」において、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を定めることになっています。

この都市計画区域マスタープランについては、兵庫県が、社会経済情勢の変化等に対応するため、おおむね5年ごとに見直しを行っており、令和2年度に策定した都市計画区域マスタープランについて、令和7年度に見直しを行うこととしています。

(白紙ページ)

「ひょうご都市計画基本方針」の策定について

- 本県の現行の都市計画区域マスタープランは、全県共通として、県全体の都市計画に係る現状・課題や都市づくりの基本理念を示し、それに地域ごとの都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針といった法定事項がぶら下がる二段構成となっています。
- 令和7年度の都市計画区域マスタープラン改定に際し、①県民にとっての分かりやすさ、②神戸市決定を含む全地域の都市計画区域マスタープランとの関係の整理・明確化を主な目的として、全県共通の事項を全県域を対象とする広域の方針「ひょうご都市計画基本方針」として一つにまとめ、これに即して、各都市計画区域マスタープランを作成するものとします。

-117-

現行 (～R7年度)	法定計画	阪神地域 都市計画区域マスタープラン	東播磨 //	西播磨 //	但馬 //	丹波 //	淡路 //	神戸 //
		全県共通 - 都市計画に関する現状と課題 - 都市づくりの基本理念 + 阪神地域 - 都市計画の目標 法 - 区域区分の決定の有無及び方針 法 - 主要な都市計画の決定の方針 法	全県共通 + 東播磨	全県共通 + 西播磨	全県共通 + 但馬	全県共通 + 丹波	全県共通 + 淡路	※神戸市が決定

見直し後	任意計画	ひょうご都市計画基本方針						
		1 役割と位置付け 2 都市計画に関する現状と課題 3 目指すべき都市づくりの方向性 等						
	法定計画	阪神地域 都市計画区域マスタープラン	播磨東部 //	播磨西部 //	但馬 //	丹波 //	淡路 //	神戸 //
		- 都市計画の目標 法 - 区域区分の決定の有無及び方針 法 - 主要な都市計画の決定の方針 法	- 目標 - 区域区分 - 主要な方針	- 目標 - 区域区分 - 主要な方針	- 目標 - 区域区分 - 主要な方針	- 目標 - 区域区分 - 主要な方針	- 目標 - 区域区分 - 主要な方針	※神戸市が決定

(白紙ページ)

都市計画区域マスタープラン見直し基本方針

令和5年12月
兵庫県

本編

1 都市計画区域マスタープラン見直し基本方針の目的・位置づけ等	1
2 都市計画区域マスタープランの構成の見直し	3
3 都市計画の基本的視点	6
4 都市計画に関する現状と課題	10
5 県の目指すべき都市づくりの方向性	11
I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり	14
II 誰もが安心・安全に暮らせる都市づくり	21
III 環境と共生する都市づくり	23
6 地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針	26
(1) 阪神地域	27
(2) 播磨東部地域	32
(3) 播磨西部地域	37
(4) 但馬地域	42
(5) 丹波地域	47
(6) 淡路地域	52

参考資料編	57
-------	----

6 地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

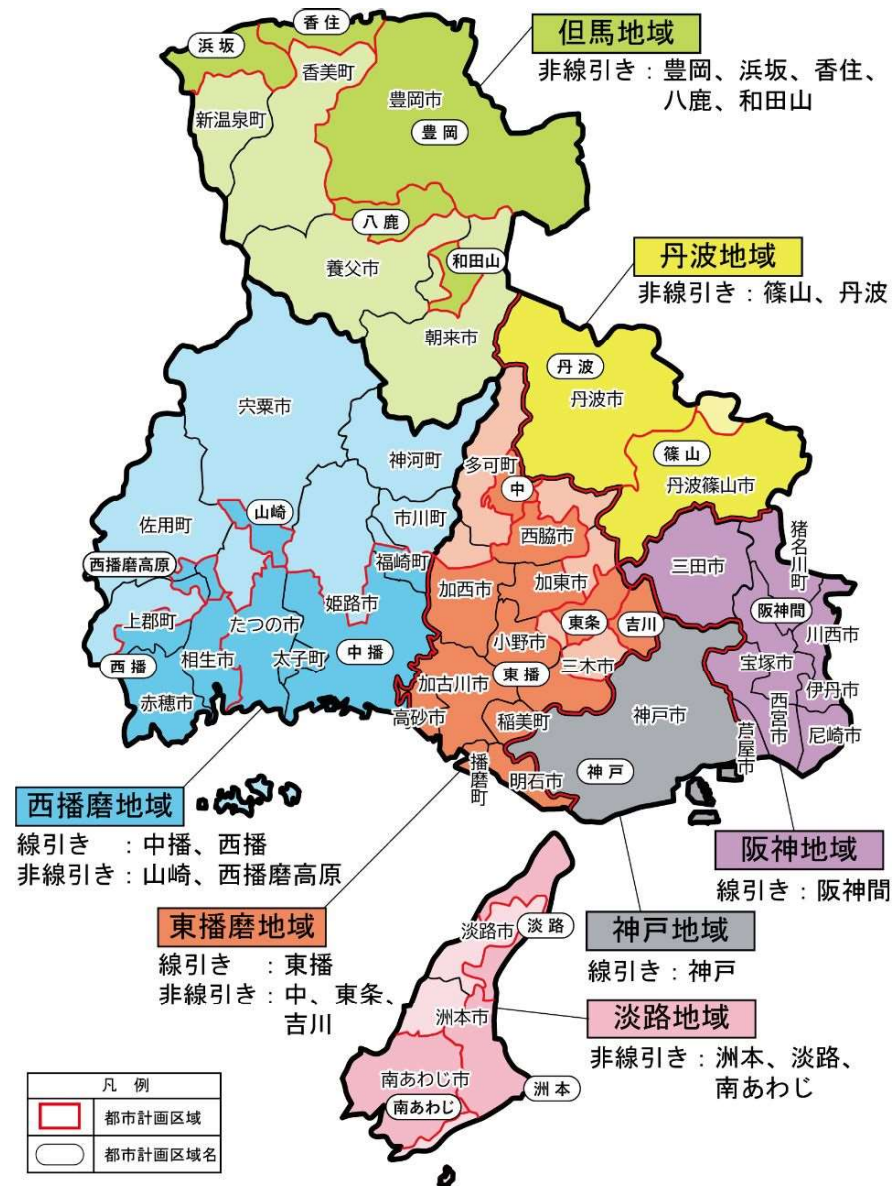
地域（都市計画区域マスタープランの策定単位）ごとの①特性、②魅力・強み、③課題を踏まえつつ、「5 県のみ目指すべき都市づくりの方向性」に即した『**地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針**』を設定する

都市計画区域マスタープランの策定単位

地域名	都市計画区域名	都市計画区域マスタープラン
神戸地域	神戸	○※1(R4.1)
阪神地域	阪神間	○(R3.3)
東播磨地域 →播磨東部地域※2	東播	○(R3.3)
	中	
	東条 吉川	
西播磨地域 →播磨西部地域※2	中播	○(R3.3)
	西播	
	山崎 西播磨高原	
但馬地域	豊岡	○(R3.3)
	浜坂	
	香住	
	八鹿 和田山	
丹波地域	篠山	○(R3.3)
	丹波	
淡路地域	洲本	○(R3.3)
	淡路	
	南あわじ	

※1 神戸の都市計画区域マスタープラン等については神戸市が決定

※2 県民局名称との混同を避けるため、今回の見直しに併せて名称を変更



6 地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

① 阪神地域

① 地域の特徴

■ 地 勢

- ・ 県南東部に位置し、東は大阪府、西は神戸・播磨東部地域、北は丹波地域、南は大阪湾に面する約650km²の地域（可住地：約323km²、50%）
（南部）沿岸～中国道付近
- ・ 六甲山麓～武庫平野等の低地が面的に広がる
（北部）中国道以北
- ・ 北摂山系の山々が広がり、北西部に三田盆地

■ 土地利用

（南部）

- ・ 平野部を中心に住宅地を主体とする市街地が形成
- ・ 住宅と農地が共存し、都市近郊農業が営まれている
- ・ 臨海部の埋立地を中心に工業地帯（阪神工業地帯）が発達

（北部）

- ・ 能勢電鉄沿線や国道176号沿道の丘陵地にニュータウンが形成
- ・ 三田駅周辺や神戸電鉄公園都市線沿線にニュータウンが形成
- ・ 新名神高速道路の開通に伴い、IC周辺で物流施設等の立地が進んでいる
- ・ 三田盆地や北摂山系の谷間に農業地帯が広がる（主に水田）

■ 人 口

- ・ 約174万人（県全体の約32%）

■ 交 通

（鉄道）

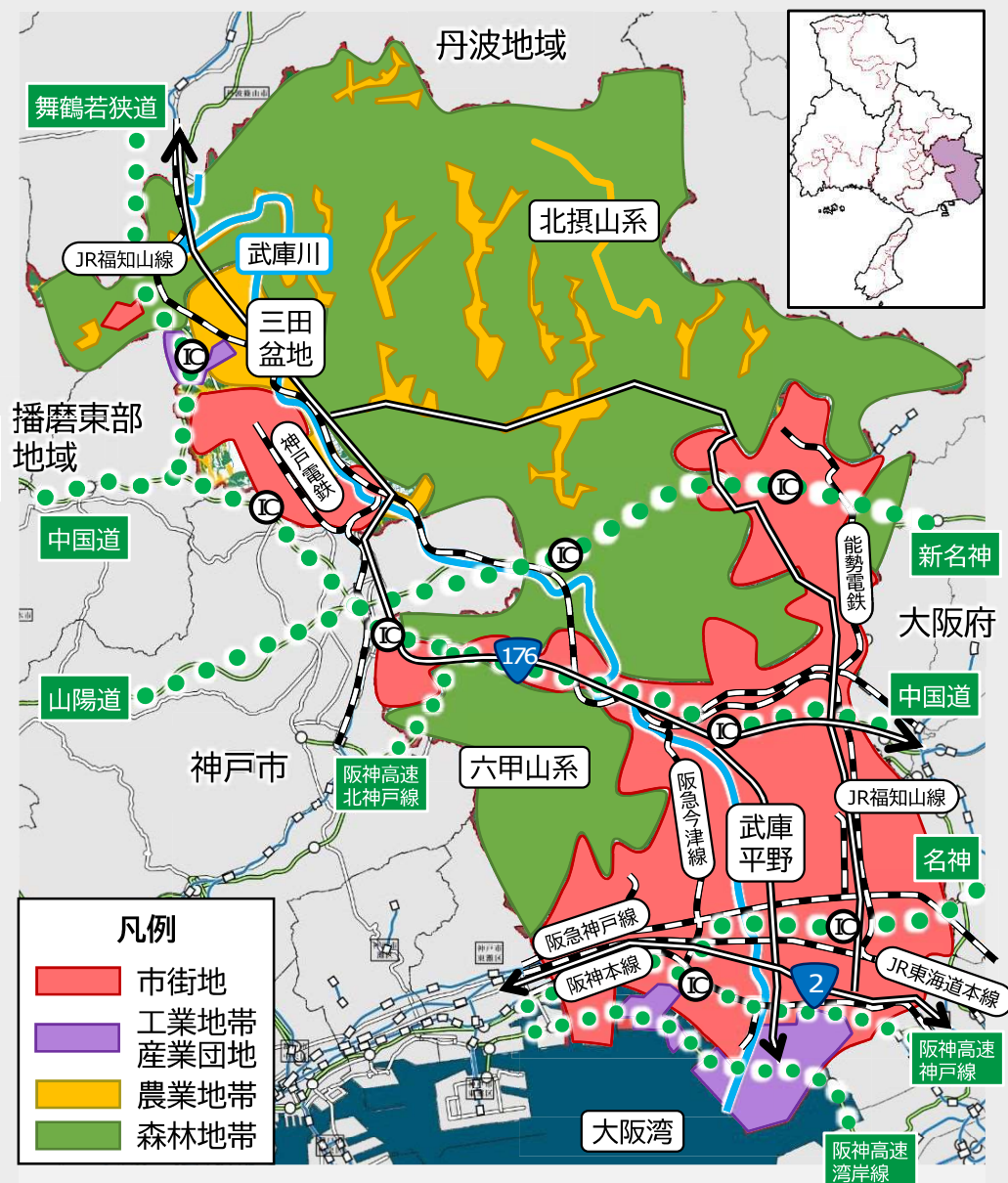
- ・ JR神戸線、阪急神戸線、阪神本線が東西を並走し大阪～神戸を結ぶ
- ・ JR福知山線、阪急今津線、能勢電鉄等が内陸部と臨海部を結ぶ

（基幹道路）

- ・ 東西方向には阪神高速神戸線等の高速道路のほか国道が整備され、南北方向には山陰、北陸方面に連絡する舞鶴若狭自動車道等がある

（バス）

- ・ 阪急バス、阪神バスなどが南北方向を中心に発達



6 地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

① 阪神地域

② 地域の魅力・強み

■ 充実した交通網

- ・ 関西3空港へのアクセスに優れ、JR、阪急、阪神、能勢電鉄、神戸電鉄の各線による鉄道網が発達
- ・ 阪神高速や名神、新名神、中国道等の高速道路網が充実

■ 大阪や神戸のベッドタウンとしての人気

- ・ 大阪・神戸への通勤利便性の高い住宅地が形成(阪神地域の複数市が毎年、「住みたい街ランキング」に名を連ねている)
- ・ ファミリー層(0~14歳、30~49歳)人口は転入超過(R4: 1,652人)(ex. 大阪府: ▲3,972人、京都府: ▲1,568人)
- ・ 大学等の高等教育機関が集積
- ・ 甲子園球場、宝塚大劇場等の地域資源を背景とした知名度

■ バイエリアのポテンシャル

- ・ 臨海部に金属、化学、食品など多様な製造業が展開(阪神工業地帯)
- ・ 主に国内物流港湾として重要な役割を担う「尼崎西宮芦屋港」
- ・ 2025年大阪・関西万博開催、2030年前後の神戸空港国際化、名神湾岸連絡線や大阪湾岸道路西伸部の整備等による経済効果の期待

■ 都市近郊農業

- ・ 大消費地に近接する立地の優位性を生かした都市近郊農業
- ・ 葉物野菜、花木、いちじく等が代表的な地域ブランド

■ 身近で豊かな自然環境

- ・ 甲山森林公園、一庫公園、有馬富士公園など県立都市公園(広域公園)を有し、都市近郊で自然に親しめる環境が整備されている
- ・ 「北摂里山博物館構想」のもと、里山を保全する取組が推進されている



宝塚大劇場と阪急電車(宝塚市)



芦屋市の景観地区



尼崎臨海地域

③ 地域の課題

■ 土地利用に関する課題

(中心市街地の整備)

- ・ 密集市街地の整備による防災性の向上
- ・ 駅前等の都市機能更新による中心市街地の活性化

(工場跡地等の土地利用)

- ・ 工場等の撤退後、跡地にマンションや商業施設等が立地する土地利用転換が多く、周辺事業所の操業環境の悪化や、大規模集客施設の立地による周辺交通への影響が生じるおそれ

(オールドニュータウンの再生)

- ・ 郊外の大規模住宅団地等において、一斉に入居した住民の高齢化やインフラの老朽化が進展

■ 交通インフラの課題

- ・ 阪神高速3号神戸線の渋滞(都市高速道路で全国ワースト1位)

■ 浸水・土砂災害のリスク

(浸水のリスク)

- ・ 古くから氾濫を繰り返してきた武庫川などの河川や沿岸部に海拔ゼロメートル地帯があるなど、洪水、高潮、津波による甚大な被害のリスク

(土砂災害のリスク)

- ・ 急勾配の地形、崩れやすい地質から土砂災害リスクの高い六甲山麓等に市街地が形成



阪神間の南海トラフ地震による津波の浸水想定区域

6 地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

① 阪神地域

④ 都市づくりの主な方針【目指すべき都市構造】

- 隣接する神戸地域とともに県全体の活力を牽引する地域として、民間投資の積極的な活用等により都市機能の強化を図る
- 利便性の高い公共交通ネットワークを活かし、隣接する地区間での相互補完により都市機能の確保を図る

拠 点

✓ 地域拠点

- ・ 鉄道駅周辺等において商業・業務、医療、行政サービス等の都市機能の充実に加え、特色ある芸術・文化等の都市機能の集積を図る

✓ 生活拠点

- ・ コミュニティレベルでの商業、医療・福祉等の日常生活に必要なサービス等の確保を図る

✓ 産業拠点

- ・ バイエリアのほか、インターチェンジ周辺など産業立地に適した地区において、計画的な産業集積を図る

交通ネットワーク

✓ 広域連携軸

- ・ 阪神高速道路各線のほか、県内区間が開通した新名神高速道路等を活用しつつ、名神湾岸連絡線の整備等により大阪府を含む地域内外との連携強化を図る
- ・ 国内外の交流や物流を促進するため、2030年前後に国際線が就航する神戸空港をはじめとする関西3空港及び阪神港へのアクセス強化を図る

✓ 地域内連携軸

- ・ 鉄道、国道、県道等からなる地域内連携軸を形成し、広域連携軸へのアクセスや地域拠点、生活拠点の連携を強化する



6 地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

㊦ 阪神地域

④ 都市づくりの主な方針【目指すべき都市構造】

エリア

✓ 市街地

- 利便性の高い駅周辺の土地の高度利用や日常生活を営む身近なエリアにおけるきめ細かな土地利用の見直し等により、高い人口密度を維持する
- 職住近接のニーズ等に対応した居住環境の更なる魅力向上を図り、京阪神地域における良好な住宅地としての都市の競争力を強化する
- 大規模な工場の移転等が生じる場合は、企業と行政、住民との接点を確保しながら、適切な土地利用転換を促進し、望ましい市街地環境への誘導を図る
- 住宅地周辺等の農地について、消費地に近い食料生産地や農業体験を通じた住民の交流の場といった多様な機能が発揮されるよう、適切に保全し、地域資源としての活用を図る

✓ 市街地以外

- 集落の機能維持や、広域的に集落の機能を支え合う住民主体の地域運営体制の構築、地域活性化活動を促進するとともに、コミュニティバス等により地域拠点や生活拠点との連携を支え、活力を維持する
- 市街化調整区域において地域活力の維持・向上を図るため、「地区計画」の制度等を活用した計画的なまちづくりを推進する
- 猪名川渓谷県立自然公園等の山々、猪名川や武庫川等の河川等からなる広域的な水と緑のネットワークを維持・保全する



6 地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

① 阪神地域

④ 都市づくりの主な方針【重点テーマ】

1 市街地の整備と防災・減災対策の強化

- 都市計画法等の特例制度の活用等により大規模業務施設や都市型住宅などの民間投資を適切に誘導するとともに、既成市街地における空き家等の既存ストックの有効活用や低未利用土地の利活用を図る
- 建築物の耐震化・不燃化及び延焼防止に資する緑地の整備、無電柱化、上下水道などのライフラインの耐震化等を推進



JR西宮駅南西地区第一種市街地再開発事業



無電柱化整備状況(伊丹市)

3 住環境の高質化(子育て環境の充実)

- 駅前等の既成市街地において、都市機能更新に併せ、容積率緩和等の制度を活用し、子育て世帯のニーズに応える住宅の供給を推進
- ニュータウンにおいて、空き家等の既存ストックを活用し住宅の供給を促進するとともに、用途地域等の見直し等を通じて徒歩圏内に生活利便施設や子育て支援施設等の立地を誘導し、住宅地の持続可能性と価値を向上



阪神尼崎駅南地区第一種市街地再開発事業



フラワータウン(三田市)

2 大阪湾バイエリアの活性化

- マリッジやアクティビティ拠点の形成等、人の流れを生み交流を促進する大阪湾バイエリアの活性化に向けた官民の取組と連携を図り、周辺の土地利用に配慮しつつ、土地利用計画や規制を柔軟に見直す
- 工場跡地等の土地利用転換の動向を注視し、バイエリアの活性化に資するよう適切に誘導する
- 名神湾岸連絡線等の整備を着実に進め、物流の効率化等を図る



臨海部の賑わい創出のイメージ



名神湾岸連絡線

4 グリーンインフラを活用した都市の快適性・防災性の向上

- 市街地内の公園・緑地や農地等を保全・活用するとともに、低未利用地等を活用して新たな緑地の創出を図る等、快適で高質な都市空間の形成を推進
- 土砂災害に対する市街地の安全性向上や緑豊かな景観の創出等を目的とした六甲山系グリーンベルト整備事業等を推進し、自然緑地の保全と防災機能の強化を図る



都市計画公園の整備(西宮市)



グリーンベルト事業のイメージ
(国資料を一部加工)